

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校探究学習プログラム実施業務委託仕様書

1 業務名称

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校探究学習プログラム実施業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

3 事業目的

夜間中学でもあり、学びの多様化学校でもある本校において、生徒一人ひとりが自分らしさや自分に合った学び方を見だし、主体的に学び続けようとする意欲を高めることを目的とする。

そのために、生徒の認知特性のアセスメントを実施し、その結果を可視化活用することで、生徒理解の深化と個別最適な学びの実現につなげる。

また、アセスメント結果をもとに、生徒の特性や興味関心等に応じた体験活動を基盤とした探究型の学習プログラムの企画、運営及び実施等にかかる業務を委託し、生徒が自己理解を深めながら、自らの問いを立て、学びを選択し、表現していく力を育成する。

さらに、これらの取組を支えるため、ワールドスタディタイム（総合・社会・理科の合科）を中心とした探究的な学びの充実に向けて、教員を対象としたワークショップ研修を実施し、指導方法やファシリテーション力の向上を図るとともに、学校全体として探究的な学びを推進する体制を構築する。

これらの一体的な取組を通して、生徒が「自分を知り、自分らしく学び、これからの生き方を考える」学びの実現を目指す。

4 業務概要

業務概要は、次に記載するものとする。

(1) 探究学習プログラム

① アセスメント業務

(ア) 登録者について

登録は生徒60名程度とし、なお、登録は、専用プラットフォームにより、生徒本人の受諾を受けたうえで、受託者が行い、受託者は委託者と連携しつつ、登録生徒全てに対して、アセスメントを実施するものとする。

(イ) アセスメントの作成について

アセスメントは、アンケートや面談（必要に応じ）等により、学術的知見に基づいて、生徒の認知特性・学習特性・関心領域を明らかにするものであるものとし、アセスメントで実施する次号の作成にあたっては、委託者と協議を行った上

で実施すること。

(ウ) アセスメントの結果報告について

アセスメントの結果については、生徒の特徴を可視化し、委託者へ報告する。

(エ) アセスメント結果の活用について

アセスメント結果の分析や指導への活用について、委託者に助言を行う。また、生徒が自分を知り、特徴について振り返り、今後の学び方や生き方について考えることができるプログラムを委託者に提供するものとする。

(オ) ICT の活用について

アセスメント等の実施にあたっては、ICT の活用等により簡便に実施できるものとする。

② アドバイザー業務

みえ四葉ヶ咲中学校のワールドスタディタイム（総合的な学習の時間、社会、理科の合科。以下、「WS」という。）を中心とする各教科における探究的な学習について助言を行うこと。

(ア) 内容に関する助言について

WS の年間指導計画や指導内容、指導方法について、教職員と協議を行い、助言を行うこと。

(イ) 協議の実施時間等について

協議の実施時間は目安として総じて1時間程度で3回行うことを想定するが、実施する時期も含めて、委託者と協議を行った上で決定すること。また、オンラインでの実施も認めるものとする。

(ウ) 協議にかかる費用について

協議の実施にあたっては、当日使用する資料の作成、その他開催に要する費用は委託業務に含むものとする。

③ プログラム業務

プログラムの内容については、次の内容を参考に同等以上の企画とすること。

(ア) 内容と対象者について

特定の知識に関する講義などを単に聴講することにとどまらず、アセスメントの結果に基づいて、生徒が自己の関心・特性に即した体験活動を通じて主体的に探究活動を実施するものとする。なお、1プログラムは1回完結型とし、委託者と協議を行った上で実施すること。対象者は4（1）①（ア）に示した対象者を実施するものとする。

(イ) 県内事業者との協働について

プログラムの内容の実施にあたっては、三重県内（特に津市近隣）の事業者と

の協働を積極的に取り込むこと。

(ウ) 日程について

プログラムは9月から12月にかけて2回以上実施することとし、1回のプログラムは内容に応じて1日完結型とする。

(エ) 運営について

受託者は、プログラムにおける企画支援、ファシリテーションを行うなど運営を担うものとする。

(オ) 運営に必要な費用について

プログラム実施にあたっては、当日使用する資料の作成や教材の準備等、その他開催に要する費用は委託業務に含むものとする。

(2) ワークショップ研修

①研修企画・実施について

みえ四葉ヶ咲中学校のWS等の場において、三重県の地域の財を活かした探究学習プログラムのストーリーや探究活動の構築、運営ノウハウ等の要素を取り入れることで、生徒の特性や興味関心等に応じた自分らしい学びに寄与していくことを念頭におくものとして企画及び実施すること。また、探究的な学習の基本的な理解や指導方法等についての内容も含むものとする。なお、研修形態はワークショップ型研修とし、具体的な内容については、委託者と協議を行った上で実施すること。

②研修の実施時間等について

研修の実施時間は目安として総じて2時間程度で3回行うことを想定するが、実施する時期も含めて、委託者と協議を行った上で決定すること。また、そのうち1回はオンラインでの実施も認めるものとする。

③研修にかかる費用について

研修の実施にあたっては、会場の確保や当日使用する資料の作成、その他開催に要する費用は委託業務に含むものとする。

5 再委託の制限

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は、請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により委託者の承認を得なければならない。

6 打合せ

受託者は、業務の進捗状況や業務内容等に関して、委託者と適宜打合わせを行い、

業務の円滑な進捗に努めるものとする。

7 実施報告

委託業務が完了したときは、「事業実績報告書」を令和9年3月24日までに紙ベース（1部）及び電子データを提出すること。提出する電子データの形式等の詳細については、契約時に委託者と協議すること。

8 資料の貸与等

- (1) 委託者は業務の履行にあたり、保有する資料の提供を必要に応じて行う。
- (2) 受託者は業務の遂行にあたり、委託者が貸与する資料等を、受託者の責任において管理し、その取扱には十分注意するものとする。また、業務終了後は速やかに返却するものとする。

9 契約上限額

金4,065,556円（消費税及び地方消費税を含む）

10 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び補助員（後方支援者も含む）について報告すること。業務担当者及び補助員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び補助員は、みえ四葉ヶ咲中学校内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

11 特記事項

- (1) 受託者は、業務遂行にあたっては、統括責任者及び各業務行程別に責任者を定め、委託者に報告しなくてはならない。
- (2) 受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (3) 受託者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 成果品の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとし、受託者が使用す

る場合は、委託者の許諾を得るものとする。

- (5) 業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイルおよび成果品については、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施すること。
- (6) 委託業務完了後「事業実績報告書」等の案について、委託者の確認を得ること。
- (7) 委託業務完了時には、成果品の確認を受けるものとする。これにあたっては原則として受託者の業務における責任者が立ち会うものとする。なお、訂正等が必要な箇所が確認された場合は、受託者は、直ちに訂正等を行った上で、再度確認を受けるものとする。
- (8) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者は、直ちに訂正を行った上で、再度、確認を受けるものとする。
- (9) 受託者は業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）に規定する暴力団、暴力団関係者又は、暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不法介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 委託者に報告すること。
 - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期に遅れる等の被害が生じる恐れがある場合は、委託者と協議すること。
- (10) 受託者が（9）の②又は③の義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (11) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (12) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議すること。